

看護師修学資金 貸与制度

静岡県立3病院での
勤務を希望する方の修学を支援します！

静岡県立
総合病院

こども病院

こころの
医療センター

◆修学資金貸与制度の概要

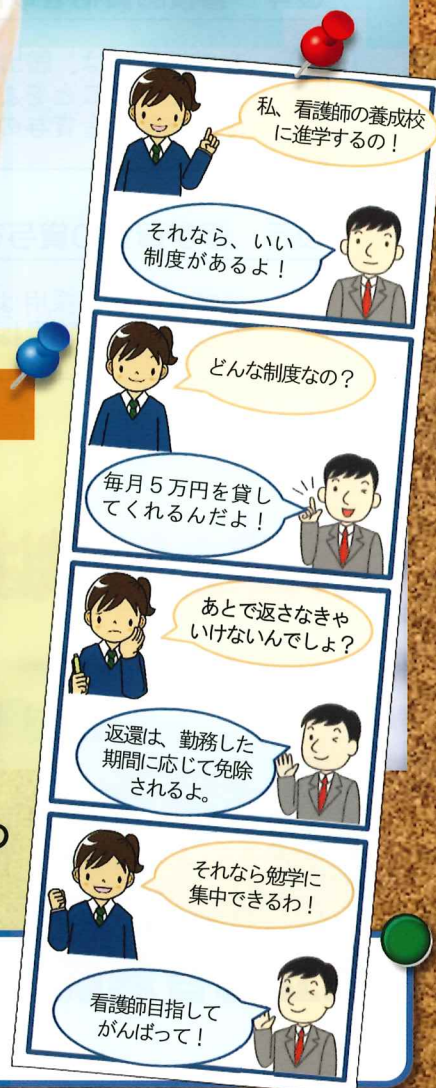
貸与額	月額5万円
対象期間	看護師養成校を卒業するまで
返還免除	卒業後に看護師として静岡県立3病院に勤務した期間に応じて、修学資金の返還が免除されます。
募集期間	4月(第1期)・5月～8月(第2期)

- ※ 第1期の募集期間は、4月1日～16日(郵送の場合は必着)です。
- ※ 「静岡県外の養成校からすでに貸与を受けた修学資金」を返還するための一括貸与制度もあります(詳しくは下記へお問い合わせください)。

お問い合わせ



静岡県立病院機構 本部事務部 経営管理課
フリーダイヤル 0120-417-451
<http://www.shizuoka-pho.jp>



修学資金貸与制度 Q&A



Q1 修学資金の申し込みは、どのような方法ですか？

- A 募集期間内に貸与申請書を提出していただきます。その添付書類として健康診断書（申請時に各自で受診）、在学証明書、推薦書、高等学校等の成績証明書、連帯保証人の印鑑証明書（2人分）などが必要となります（詳しくは、募集の際に案内をご確認ください）。

Q2 修学生（借受者）は、どのようにして決定しますか？

- A 書類審査及び面接審査により貸与決定をします。結果は、申請書を提出されたすべての方に対して書面により通知します。

Q3 他機関の修学資金とあわせて借りることはできますか？

- A 他機関から借りようとしている（借りている）修学資金が、当該病院への就職を返還免除の条件としている場合には、あわせて借りることはできません。（日本学生支援機構の制度とは、併用して申請（借り受け）することが出来ます）

Q4 看護師資格を取得後に、進学した場合はどうなるのでしょうか？

- A 在学期間中は、届出により修学資金の返還が猶予されます（卒業後に静岡県立病院機構へ就職されることをお待ちしております）。なお、助産師資格取得を目的とした進学の場合には、修学資金貸与の対象となりますので、改めて貸与申請を行うことができます。

Q5 修学資金の貸与を受けた場合でも、採用試験を受けなければいけませんか？

- A 当機構の職員採用は、職員採用試験の結果により決定しますので、修学資金の貸与を受けた場合でも、職員採用試験を受験していただきます。

静岡県立3病院は、静岡県立病院機構が運営を行っています



県立総合病院



こころの医療センター



こども病院